平成２３年（フ）第３３９号
新潟市中央区姥ヶ山２丁目１番２号　第２コーポ大野101号
債務者　石附　政秋
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
島根県出雲市宇那手町488番地
債務者　多々納裕治
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３３８号
愛媛県松山市久万ノ台912番地１　第88杉フラット306号
債務者　篠原　　愛
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
北海道日高郡新ひだか町静内神森18番９号
債務者　佐藤　結樹
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台19番４号公住122―468
債務者　大堀　豊志
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町５丁目２番28号
債務者　中村美由紀（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
秋田県大館市泉町１―26　寿荘Ｄ号室、住民票上の住所秋田県由利本荘市岩城勝手字烏ヶ森25番地121
債務者　瀧澤　直子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６６号
秋田県大館市字観音堂602番地16、前住所秋田県大館市釈迦内字稲荷山下127番地17
債務者　天下一食堂こと　葛西　勇一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６８号
秋田県大館市釈迦内字台野道上９番地２４―302号
債務者　根本麻理子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１３２号
福島県伊達郡桑折町字西町71番地の３
債務者　稲尾　明美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７号
福島市大森字赤沢43番地の１　菅野コーポ103号
債務者　阿部　清美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１４０号
福島市成川字古屋敷16番地の５
債務者　中西　義光
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５８号
福島市蓬莱町４丁目３番15―35号
債務者　加藤　進一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
福島市蓬莱町４丁目３番15―35号
債務者　加藤さゆり
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
福島県石川郡浅川町大字浅川字本町西裏88番地、住民票上の住所福島県郡山市中町11番５号　やまのいカルチャアビル908号
債務者　芳賀　秀明
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
福島県石川郡浅川町大字浅川字本町西裏88番地
債務者　芳賀　春代
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
富山県高岡市関大町３番43号
債務者　今井　正吉
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第８０号
富山県高岡市中田370番地
債務者　朝倉　義照
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
富山地方裁判所高岡支部